

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

T&D保険グループ(以下「当社グループ」という。)では、「機動的かつ求心力のあるグループ経営を実施できる、効率的で透明性の高い経営体制を目指すこと」をコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。
この考え方に基づき、持株会社である当社は、グループ経営戦略の決定、経営資源の適正な配分や資本政策といった役割を担うとともに、傘下会社である太陽生命保険株式会社、大同生命保険株式会社、T&Dフィナンシャル生命保険株式会社(以下、「生命保険会社3社」という。)を中心として、T&Dアセットマネジメント株式会社及びベット&ファミリー少額短期保険株式会社を加えた5社(以下、「直接子会社」という。)が抱える経営上のリスクを的確に把握し、グループ全体の収益・リスク管理等を徹底するなど、グループ経営管理の体制構築に取り組んでおります。一方、独自の経営戦略を有する直接子会社は、自社の強みを活かすマーケティング戦略の決定と事業遂行を通じて、自社の独立性・独自性を最大限発揮し、グループ企業価値の増大に努めております。
上記のとおり、当社グループは、当社と直接子会社の役割と権限を明確化したうえでグループ経営を推進しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	14,658,050	5.35
株式会社三菱東京UFJ銀行	10,524,725	3.84
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	9,724,950	3.55
シービーニューヨークオービスファンズ	8,722,170	3.18
シービーニューヨーク オービス エスアイシーアーヴィー	6,861,850	2.50
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント	6,597,633	2.41
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225	5,534,114	2.02
日本興亜損害保険株式会社	4,819,405	1.76
株式会社小松製作所	4,083,750	1.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	3,106,500	1.13

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部
決算期	3月
業種	保険業
(連結)従業員数	1000人以上
(連結)売上高	1兆円以上
親会社	なし
連結子会社数	10社以上50社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

・該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8名
社外取締役の選任状況 更新	選任していない

現状の体制を採用している理由 更新

平成21年6月の定時株主総会において社外取締役として選任された小堀 樹氏が、平成21年9月30日に逝去により取締役を退任されたため。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	4名

監査役と会計監査人の連携状況

平成20年度に6回連絡会を開催し、監査計画・監査結果の交換等を通じて相互連携を図っております。

監査役と内部監査部門の連携状況

平成20年度に12回連絡会を実施し、内部監査状況を確認しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
山岸 憲司	弁護士				○				○	
藤井 良広	学者				○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
山岸 憲司	特になし	弁護士として、法曹界において重責を果たしており、高度な専門知識、幅広い見識を有している。
藤井 良広	特になし	大学教授として、CSR等に関する専門分野で活躍しており、高度な専門知識、幅広い見識を有している。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

山岸氏、藤井氏は平成21年6月の定時株主総会において選任され、社外監査役に就任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬等は、会社業績評価及び担当部門評価を反映し、業績に連動する制度となっております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

開示手段

有価証券報告書、営業報告書(事業報告)

開示状況

全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び営業報告書(事業報告)について、弊社ホームページに掲載し、公衆縦覧としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

・社外監査役への情報伝達、会議資料の提供・説明等は常勤監査役及び監査役室で実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

- ・当社は、監査役会設置会社であります。また、監査役4名のうち、2名が会社法に定める社外監査役です。また当社では、取締役会のガバナンス機能と業務執行機能を強化するため、執行役員制度を導入し、取締役と執行役員との役割を明確化しております。
- ・さらに、直接子会社の業務運営のモニタリングを行うなど、グループ経営管理等を審議する機関として「経営会議」を設置しており、それと並列に、当社取締役でもある生命保険会社3社の社長が参加し、グループ横断的な戦略等を審議する機関として「グループ戦略会議」を設置しております。
- ・当社は、グループにおけるリスクを統括管理するためグループリスク統括委員会を設置し、統一したリスク管理指標に基づくリスクの状況について生命保険会社3社から報告を受けるなど、直接子会社の各種リスクのモニタリングを通じて、グループ各社が抱える各種リスクの状況を把握・管理しております。
- ・また、当社及び当社グループのコンプライアンス態勢を強化することを目的にグループコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス態勢の監視及び改善等を行っております。
- ・平成20年4月1日より「グループ自己資本管理基本方針」を定め、この方針のもと、グループ資本運営委員会を設置し、当グループに必要な自己資本を確保し、自己資本の効率的な活用を図っております。また、IT・事務戦略に関するグループとしての戦略や、グループ横断的な課題に対する取組方針・施策について策定することを目的にグループIT・事務戦略委員会を設置しております。
- ・平成20年度の諸会議の開催状況は次のとおりです。会社の業務執行に関する意思決定と各取締役の業務執行を監督するため、取締役会を22回、監査役会を14回開催いたしました。また、前述の経営会議を51回、グループ戦略会議を14回、グループリスク統括委員会を12回、グループコンプライアンス委員会を4回、グループ資本運営委員会を14回及びグループIT・事務戦略委員会を5回開催いたしました。
- ・当社は、当社及び当社グループの内部管理態勢及び法令遵守態勢の適切性・有効性を検証することを目的に、他の業務執行部門から独立した業務監査部(8名)を設置しております。業務監査部では当社各部門及びグループ各社の、リスクの種類・程度に応じた効率的かつ実効性のある内部監査やモニタリング等に努めております。これらのうち重要な事項については取締役会等に報告するとともに、内部監査結果等を踏まえ、当社各部門及びグループ各社への提言等を行っております。
- ・監査役は、取締役会に加えて、経営会議、グループ戦略会議、グループリスク統括委員会、グループコンプライアンス委員会等、重要な会議への出席などを通じて、取締役の業務執行を監査しております。
- ・また会計監査人には、新日本有限責任監査法人を選任しております。
- ・なお、業務監査部、監査役及び会計監査人は、連絡会を開催し、監査結果の交換等を通じて密接に相互連携を図っております。
- ・当社は、取締役候補者の選任にあたって、候補者の適格性を取締役会で判断の上、選任しております。
- ・また、取締役報酬等は、取締役会で決定した取締役評価基準に基づき、会社業績評価及び担当部門評価の指標により、取締役の業績貢献度を評価し、決定しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	平成17年6月より電磁的方法による議決権行使を、平成18年6月の総会からは機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを通じた議決権行使を導入しました。また、平成19年6月の総会からは携帯電話による議決権行使も導入しました。
その他	ホームページに招集通知及びその英訳版を掲載しました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会を定期的を実施しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び第2四半期決算開示後に電話会議および決算説明会を実施、また各四半期業績開示後に電話会議を実施しております。その他定期的に国内IR活動を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	毎年4回程度、海外IR活動を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	説明会配布資料とともに、説明要旨及び質疑応答メモ(日・英)を掲載しております。また、代表者による説明会のプレゼンテーションを動画配信しております。	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部内にIR専任担当者5名を設置しております。	
その他	英文に加えて、日本語版のアンニュアルレポートを製作しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「T&D保険グループCSR憲章」を制定し、お客さまや株主はもとより広く社会に対して、経営情報を適時適切に開示するとともに、積極的に対話を図ることとしております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSRへのグループとしての取り組みを明確にするために、「T&D保険グループCSR憲章」を制定し、「より良い商品・サービスの提供」、「コンプライアンスの徹底」、「人権の尊重」、「コミュニケーション」、「地域・社会への貢献」、「地球環境の保護」を通じて、生命保険業等の公共的使命と企業の社会的責任を果たすことを目指しております。さらに、「T&D保険グループ環境方針」を制定し、企業活動に際して、環境問題の重要性を十分認識し、地球環境の保護に配慮して行動しております。また、グループのCSR活動を取りまとめた「T&D保険グループCSRレポート」を作成し、各ステークホルダーに配布するとともに、当社ホームページにも掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「ディスクロージャー規程」を制定し、正確かつ積極的なディスクロージャーを実施することにより、株主、投資家、保険契約者、その他利害関係者を含めた社会からの信頼の維持及び向上を図ることとしております。また、「T&D保険グループコンプライアンス行動規範」を制定し、提供する商品・サービスの内容や会社及びグループの経営情報について正しく開示し、説明することとしております。
その他	当社ではディスクロージャー資料を作成し、生命保険会社3社及び少額短期保険会社(ペット&ファミリー少額短期保険株式会社)の本社、支社及び主要な代理店等に備え置き、公衆の縦覧に供しております。また、生命保険会社3社ならびに少額短期保険会社でもディスクロージャー資料を作成し、各社の本社、支社及び主要な代理店等に備え置き、公衆の縦覧に供しております。当社ホームページにおいては、会社概要、経営情報や最新のニュースなど、分かりやすくタイムリーに開示しております。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

更新 当社グループは、グループのコア事業である生命保険事業の社会公共性等に鑑み、経営の健全性・適切性の確保及び社会的負担に応えるため、業務執行を適正にコントロールすること、及びグループ運営の過程で生じる不測の事態がもたらす経営への影響を最小限にとどめることが重要と考えております。

この考え方に基づき、当社では会社法第362条第4項第6号に規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」(内部統制システム)の整備に向けて、以下の体制を構築しております。

1. 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・「T&D保険グループCSR憲章」、「T&D保険グループコンプライアンス行動規範」及び「T&D保険グループコンプライアンス態勢整備基本方針」を制定し、法令等遵守に関する基本方針・遵守基準としてこれらを取締役、監査役、執行役員及び使用人に周知し、コンプライアンスの推進に取り組む。
 - ・取締役及び執行役員は、これらの法令等遵守に関する基本方針・遵守基準に則り、善良なる管理者の注意をもって、会社のため忠実にその職務を執行する。
 - ・取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、当社と利害関係を有しない社外取締役を選任する。
 - ・取締役会の決議事項については、決議の前に法務専門部署のリーガルチェックを経るものとともに、取締役及び執行役員で構成する経営会議若しくはそれに準じる会議等で十分に審議・検討を行う。
 - ・グループ全体のコンプライアンス態勢の監視及び改善等を目的としたグループ横断的な委員会を、取締役会の下部組織として設置する。
 - ・すべての取締役、監査役、執行役員及び使用人が法令等遵守を実現するために、具体的な実践計画や手引書を策定し、職務執行におけるコンプライアンスの徹底を図る。実践計画の遂行状況については、グループ全体のコンプライアンス態勢を監視及び改善する委員会及び取締役会に定期的に報告する。
 - ・反社会的勢力を断固として排除する姿勢を明確に宣言し、すべての取締役、監査役、執行役員及び使用人にこれを徹底させるための具体的な手順を整備する。
 - ・グループ内のすべての取締役、監査役、執行役員及び使用人を対象とした内部通報制度を整備する。その制度では、守秘義務を負う外部の通報受付会社を通報先とし、さらに通報者に対する不利益な取扱いの禁止をルール化し、法令等違反行為を未然に防止又は速やかに認識するための実効性のある制度とする。
 - ・使用人による不祥事故が発生した際の適正かつ迅速な対応方法及びその再発防止策の策定方法について規程を定める。
 - ・他の業務執行部門から独立した内部監査部門による内部監査を実施する。内部監査を通じて各部門の内部管理態勢の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、使用人の職務執行の適法性を確保する。
2. 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月開催するとともに、必要に応じて臨時にこれを開催する。
 - ・組織及び職務権限に関する規程を定め、取締役及び執行役員等の職務執行に関する基本的職務・責任権限に関する事項を明確にすることで組織の効率的な運営を図る。
 - ・コーポレートガバナンス体制の強化の観点から、監督と執行の責任の明確化を図るために執行役員制度を採用する。
 - ・その他社内規程を整備することにより、取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
 - ・グループの経営計画を適正に策定・運用するためのルールを規定し、それに基づき取締役会において経営計画の大綱を策定し、同大綱に基づきグループの中期的な経営計画及び部門の執行計画を決定する。
 - ・グループの中期的な経営計画の進捗状況及び推進結果については、定期的に経営会議で審議のうえ取締役会に報告する。また、原則として事業年度毎に1回、取締役会においてグループの中期的な経営計画のローリング(終期の更新と内容の見直し)を行う。
3. 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役及び執行役員の職務執行に係る情報は、文書の管理に関する規程によって保管責任部署及び保管期限を定め、適正に保管・管理する。
 - ・グループの情報セキュリティに関するポリシー等の規程によって、グループの情報資産を適切に管理する方針を明確化し、当該情報資産を漏洩や改ざん又は事故や故障若しくは自然災害や火災による損害等から保護する体制を整備する。
 - ・これらの情報については、内部監査部門による内部監査等により、保管・管理が適正になされていることを確認する。
4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・グループにおけるリスク管理の基本的な考え方を定め、グループ全体のリスク管理体制を整備する。
 - ・グループにおけるリスクを統括管理する委員会を設置し、統一したリスク管理指標に基づくリスクの状況についてグループ全体のモニタリングを通じて、グループ各社が抱える各種のリスクの状況を把握・管理する。
 - ・グループの危機事態への対応に関する基本方針及び基本的事項を定め、グループ全体の危機対応体制を整備する。
 - ・他の業務執行部門から独立した内部監査部門による内部監査を実施する。内部監査を通じて各部門の内部管理態勢の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、リスク管理態勢の適正性を確保する。
5. 当社及びその子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・グループ全体の健全性及びコンプライアンス態勢の確保による保険契約者等の保護を前提とし、グループ企業価値の最大化を達成し、株主からの負担に応えるため、当社が直接的に経営管理する子会社と経営管理に関する契約を締結し、次の項目を明確にする。
 - 1) グループで統一すべき基本方針
 - 2) 当社と事前に協議すべき子会社の決定事項
 - 3) 子会社が当社に報告すべき事項
 - 4) 当社による子会社への指導・助言
 - 5) 当社による子会社への内部監査の実施
 - ・上記の「グループで統一すべき基本方針」には次の方針を含める。
 - 1) グループ経営計画に関する基本方針
 - 2) グループ経営資源配分に関する基本方針
 - 3) グループ人事に関する基本方針
 - 4) グループ自己資本管理に関する基本方針
 - 5) グループのリスク管理及び危機対応に関する基本方針
 - 6) グループのコンプライアンスに関する基本方針
 - 7) グループの内部監査に関する基本方針
 - 8) グループの資産運用に関する基本方針
 - 9) グループの内部取引に関する基本方針
 - 10) グループのCSR(社会的責任)に関する基本方針
 - 11) グループの内部統制に関する基本方針
 - 12) グループ内の業務提携等に関する基本方針
 - 13) グループ内の利益相反管理に関する基本方針
 - ・上記の「当社と事前に協議すべき子会社の決定事項」には、グループ運営に影響を与える重要な決定として、株主総会付議事項、経営計画、決算方針等のほか、当社が直接的に経営管理する子会社がその他グループ会社に対して行う経営管理のなかで重要な事項を含める。
6. 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ・組織の内外の者がグループの活動を認識する上で、財務報告が極めて重要な情報であり、財務報告の信頼性を確保することは組織に対する社会的な信用の維持・向上に資することになることを強く認識し、財務報告に係る内部統制の整備に取り組む。
 - ・財務報告に係る内部統制の整備に向けた基本的な計画を、内部統制報告書による報告年度単位に作成し、連結ベースの財務報告における内部統制の整備を当計画書に基づいてグループ全体で連携して進める。
 - ・財務報告に係る内部統制の整備状況及び運用状況は、評価対象業務から独立し、かつ内部統制の整備及び評価に精通し

た内部統制評価部門によって評価する。さらに、他の業務執行部門から独立した内部監査部門によって、内部統制評価部門の業務運営の適切性を検証する。

7. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ・監査役の監査職務の補助及び監査役会の運営事務等を行うため、監査役室を設置し使用人を配置する。監査役室の人員配置及び業務等に関する規程を定める。
 - ・監査役又は監査役会より監査役室の要員等についての要請があれば取締役及び執行役員はこれを尊重する。
- (2) 上記の使用人の取締役及び執行役員からの独立性に関する事項
 - ・監査役室の使用人の人事評価・人事異動等に関し、監査役が意見を述べるができる体制を整備する。
- (3) 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・取締役会のほか経営会議等重要な会議に監査役は出席し、取締役及び執行役員から業務執行状況の報告を受ける。
 - ・前記の重要な会議に付議されない重要な決裁書及び報告書等について、監査役は閲覧し、必要に応じ内容の説明を受ける。
 - ・取締役、執行役員及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、取締役及び執行役員の職務遂行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、内部監査状況に関する報告、内部通報制度に基づき通報された事実、その他の監査役監査のため求められた事項を監査役に報告する。
- (4) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役会は、監査役監査に関する基準及び基本事項を規定し、監査役監査の円滑かつ効果的な実施を図ることを目的とした規則を定める。監査役は、当該規則に定めるところにより、業務監査及び会計監査を行う。会計監査の際、監査役は、財務報告の適正性を確保するための規程及び手続きが整備されていることを確認する。
 - ・代表取締役は監査役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題のほか監査上の重要課題、監査役監査の環境整備等について意見を交換する。
 - ・内部監査部門ほか法令等遵守を担当する部門は、監査役と定期的に会合を持ち、対処すべき課題等について意見を交換する。
 - ・監査役会が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士その他の外部アドバイザーを任用することができる。

1.に記載の反社会的勢力の付帯状況は以下の通り。

<反社会的勢力に向けた基本的な考え方>

当社グループはT&D保険グループコンプライアンス行動規範に規定した「市民社会の秩序や安全をおびやかす反社会的勢力や団体に対しては毅然とした態度で対応します。」という宣言に準拠して、以下のT&D保険グループ反社会的勢力対応に関する基本方針を定め、当社ホームページで公表しております。

(1) 組織としての対応

反社会的勢力からの不当要求に対しては、担当者や担当部署だけに任せずに、組織全体として対応します。また、反社会的勢力からの不当要求に対応する役職員の安全を確保します。

(2) 外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

(3) 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。

(4) 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

(5) 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力の不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引は絶対に行いません。また、反社会的勢力への資金提供は、絶対に行いません。

<反社会的勢力排除に向けた整備状況>

(1) 対応統括部署

総務部がリスク統括部と連携して対応しております。

(2) 外部の専門機関との連携状況

顧問弁護士、所管警察署との連携体制を構築しております。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

加盟団体等を通じ、反社会的勢力に関する情報の収集に努めております。

(4) 対応マニュアルの整備状況

反社会的勢力排除対応細則を設け、反社会的勢力への対応要領を定めております。

(5) 研修活動の実施状況

コンプライアンス・プログラムに研修計画を定め、毎年定期的に反社会的勢力との関係遮断に向けた研修を実施しております。

Vその他

1. 買収防衛に関する事項

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役の補欠の社外監査役として、1名を選任いたしました。

<コーポレート・ガバナンス態勢>

